対馬市告示第7号

平成25年第1回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する 平成25年2月15日

対馬市長 財部 能成

| 1 | 期 | Н | 平成25年2月22日 | (余) |
|---|-----|----------|---------------------------------------|------------------|
| 1 | 791 | \vdash | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | (\overline{N}) |

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

| 渕上 | 清君 | 脇本 | 啓喜君 |
|-----|------|----|-----|
| 黒田 | 昭雄君 | 小田 | 昭人君 |
| 長 | 信義君 | 山本 | 輝昭君 |
| 松本 | 曆幸君 | 齋藤 | 久光君 |
| 堀江 | 政武君 | 小宮 | 教義君 |
| 阿比留 | /光雄君 | 三山 | 幸男君 |
| 初村 | 久藏君 | 糸瀬 | 一彦君 |
| 大浦 | 孝司君 | 7 | 廣康君 |
| 大部 | 初幸君 | 兵頭 | 栄君 |
| 島居 | 邦嗣君 | 作元 | 義文君 |
| | | | |

○2月26日に応招した議員

○2月22日に応招しなかった議員

阿比留梅仁君

平成25年 第1回 対 馬 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日) 平成25年2月22日 (金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年2月22日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例

出席議員(20名)

| 1番 | 渕上 | 清君 | 2番 | 脇本 | 啓喜君 |
|-----|-----|------|-----|----|-----|
| 3番 | 黒田 | 昭雄君 | 4番 | 小田 | 昭人君 |
| 5番 | 長 | 信義君 | 6番 | 山本 | 輝昭君 |
| 7番 | 松本 | 曆幸君 | 9番 | 齋藤 | 久光君 |
| 10番 | 堀江 | 政武君 | 11番 | 小宮 | 教義君 |
| 12番 | 阿比督 | 8光雄君 | 13番 | 三山 | 幸男君 |
| 14番 | 初村 | 久藏君 | 16番 | 糸瀬 | 一彦君 |
| 17番 | 大浦 | 孝司君 | 18番 | 小川 | 廣康君 |
| 19番 | 大部 | 初幸君 | 20番 | 兵頭 | 栄君 |
| 21番 | 島居 | 邦嗣君 | 22番 | 作元 | 義文君 |

欠席議員(1名)

8番 阿比留梅仁君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 課長補佐 國分 幸和君

主任 金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

| 市長 | 財部 | 能成君 |
|----------------|-----|--------------|
| 副市長 | 髙屋 | 雅生君 |
| 地域再生推進本部長 | 平間 | 壽郎君 |
| 観光物産推進本部長 | 本石質 | 建一郎君 |
| 総務部長 | 桐谷 | 雅宣君 |
| 政策監 | 平山 | 秀樹君 |
| 総務課長 | 根〆 | 英夫君 |
| 市民生活部長 | 長郷 | 泰二君 |
| 福祉保健部長 | 多田 | 満國君 |
| 農林水産部長 | 比田勝 | 券尚喜君 |
| 水道局長 | 阿比留 | 習 誠君 |
| 教育部長 | 豊田 | 充君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 八坂 | 一義君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 梅野 | 泉君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 志田 | 博俊君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 川本 | 治源君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 島居 | 清晴君 |
| 消防長 | 竹中 | 英文君 |
| 会計管理者 | 長久 | 敏一君 |
| 農業委員会事務局長 | 春日館 | 心 剛一君 |

午前10時00分開会

○議長(作元 義文君) 皆さんおはようございます。

報告します。阿比留梅仁君より欠席の届け出があっております。

また、教育長、建設部長、監査事務局長より欠席の申し出があっております。

ただいまから平成25年第1回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長の挨拶を受けます。市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) おはようございます。本日、ここに平成25年第1回対馬市議会臨時会を招集しましたところ、議員皆様方におかれましては、御健勝にて御参会いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本臨時会におきまして、御審議をお願いする案件は、本年2月7日に地方自治法第74条第1項の規定に基づき、対馬市議会議員定数条例の改正に関する直接請求がありましたので、同条第3項の規定により当該条例の一部を改正する条例について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、平成25年第1回臨時会の開会の挨拶とさせていただきます。

- 〇議長(作元 義文君) 次に、1月1日付をもって市職員の人事異動があっております。ここで 異動された幹部職員7名に自己紹介をさせます。総務部長、桐谷雅宣君。
- ○総務部長(桐谷 雅宣君) おはようございます。去る1月の異動におきまして総務部長を拝命 するようになりました桐谷でございます。一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 次に、総務部政策監、平山秀樹君。
- **〇政策監(平山 秀樹君)** 総務部政策監の平山秀樹でございます。よろしくお願いをいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 次に、美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。
- ○美津島地域活性化センター部長(八坂 一義君) おはようございます。美津島地域活性化センター部長を拝命をいたしました八坂一義といいます。ちなみに合併前の出身町は厳原町でございますが出生は峰町櫛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 次に、上県地域活性化センター部長、川本治源君。
- **〇上県地域活性化センター部長(川本 治源君)** 皆さんおはようございます。このたびの人事異動によりまして、上県地域活性化センター部長を拝命いたしました川本治源でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 次に、上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。
- **○上対馬地域活性化センター部長(島居 清晴君)** 1月1日付の異動で、上対馬地域活性化センター部長を拝命いたしました島居清晴でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 〇議長(作元 義文君) 次に、教育部長、豊田充君。
- ○教育部長(豊田 充君) 今回の異動で、教育部長を拝命しました豊田充でございます。教育 委員会、学校の統廃合、生涯学習、そして博物館の建設、文化財保護など幅広い教育分野となっ

ております。市民目線と協働と機動性を持って働くつもりでございますので、よろしくお願いい たします。

なお、教育長は本日教育委員会主催の教頭会に出席しております。今回欠席しておりますので よろしく御了承のほどお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 次に、総務課長、根〆英夫君。
- ○総務課長(根 英夫君) おはようございます。1月1日の異動で総務課長になりました根 英夫でございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(作元 義文君) 以上7名ただいま自己紹介をさせました。7名は各地域活性化センター 及び各部の発展のために、しっかり頑張ってください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(作元 義文君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、小川廣康君、大部初幸君を指名します。

日程第2. 会期の決定

O議長(作元 義文君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付しております会期日程案のとおり、本日から 2月26日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から2月 26日までの5日間と決定をいたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長(作元 義文君) 日程第3、議案第1号、対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長(桐谷 雅宣君) おはようございます。ただいま議題となりました議案第1号、対馬 市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明いたし ます。

本案が地方自治法第74条第1項の規定によりまして、対馬市厳原町久田道1547番地、吉 見優子氏ほか2名を請求代表者とし対馬市議会議員定数条例並びに対馬市議会政務調査費の交付 に関する条例の改正請求が平成25年2月7日提出されましたので、同条第3項の規定により別 紙意見書をつけて議会に付議しようとするものでございます。

今回、改正請求のありました2案件のうち、対馬市議会政務調査費の交付に関する条例につきましては、平成24年12月議会で対馬市議会政務活動費の交付に関する条例の可決成立を受け同年12月28日に公布をいたしております。

同条例の公布をもちまして、対馬市議会政務調査費の交付に関する条例は廃止となり、廃止となった条例は直接請求の対象とはなり得ず、同条例の直接請求は無効となり、したがいまして今回の直接請求は対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例のみとなります。

改正の内容につきましてでございますが、本則中「21人」を「18人」に改めるものでございます。

次に、市長の意見でございますが、議案書3ページに記載をいたしますように、平成25年2月7日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、対馬市議会議員定数条例の改正に関する直接請求がありました。その内容は、議会議員の定数を21人から18人に削減するというものでございます。

直接請求制度は、間接民主制を原則とする地方自治にあって、直接民主制の基本理念に基づき、地方自治法により住民に直接発案を認めるものでございます。これは住民に与えられた自己の意思を直接表示する権利であり、対馬市市民基本条例の趣旨に基づくものとも考えております。このことから直接請求の意義と役割は極めて大きいものであると認識をしているところでございます。

一方、議員の定数につきましては、市議会におきまして平成19年12月に26人から22人とする議決がなされ、さらに昨年9月には1人を減じ定数を21人とする議員定数条例が議決をされ、議会みずからの責任と判断により削減がなされてきたところでもございます。その議決の重要性と意義について十分に認識をしているところでもございます。

今回の請求においての有効署名数は、法定署名数の568人を大きく上回る6,818人の連署をもって請求がなされています。これは有権者総数の約24%に当たるものであり、市長である私としては、請求の持つ意義の重さを真摯に受けとめているところでございます。

また、議員定数については住民から直接権能を負託された市議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、市議会による自己決定が基本であると考えております。

以上のことから、議員各位におかれましては、今回の直接請求については、数多くの市民から の御意見であることを十分に御認識いただき、慎重に御審議の上、議会の責任のもとで適正な判 断を下していただきたいと考えます。

以上、市長の意見も含め、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○議長(作元 義文君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 基本的なお考えをお聞きしたいと思うんですけども、その前に、 先ほど意見書の朗読がございました。

この中で、今回有権者数の24%、6,818人の署名が集まり、これによると請求の持つ意義の重さを真摯に受けとめるということでございますが、意見書というのはやはり市長の基本的な考えが入るのが意見書だと思います。前回もこのような74条による請求が、議員報酬がございました。その時の意見書には、はっきりと市長の考えが意見書として出されております。前回のときには対馬市議員の議員報酬の規定による支給が妥当であるという意見を出されておりますが、今回は基本的な考え方はこれに載っておりませんけれどもいかがでございましょうか。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 過去の直接請求案件の意見書と比較をされる中での御質問でございますが、過去の分につきましては日当制の問題でございました。それで、私の考え方として、そして地方自治法の考え方として、日当制はふさわしくないであろうというふうな法的な方向性というのを、そして総務省の見解というのもきちんと出ておりますので、これについて明確にお答えをさせていただきました。

今回、この件につきましては市民の皆様方のこの意思というものを十分に反映していただきたいという思いで、この意見書には書きぶりをしたつもりでございます。少なくても議員定数等について、総務省等の国の方向性というのは今はないという中でのことでございます。まさに議会皆様方の判断というものに、この分については十分に委ねられるというふうに私は考えております。

- O議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 今回はこの74条の1項による直接請求なんですが。この議案の提案者は市長でございますので、2点だけこれに関する市長の基本的な考え方をお尋ねをいたします。

まず第1点でございますが、今回は21を18というふうに減らすようになっておりますが、 これについては意見書の中でもございましたけども、昨年の9月に決定をしております。そして 同年の5月に特別委員会を設置をされまして、十分に慎重に審議をし3カ月間という長きにわた っての結論を9月に得たわけでございます。

まだ施行段階ではございません。なのに、なぜこのような市民の直接請求があるかというと、まず第一にこの議会の活動がなかなか市民の方に見えない。姿が見えないから、このようなこと

が発生をした一因ではなかろうかと思います。

昨年に市民基本条例ができました。その中に議会の位置づけもはっきりとうたわれております。 その内容的なものになると、基本的には議会基本条例を設定をして、そして地域と密着をした議会をするという、そういう条例の制定も今後考えられるわけでございます。そして、それを行った後に今のような状態であれば、私は18どころかもっと減らしていいと思いますが、その時期じゃないと思いますが、そのひとつお考えはどうかと思います。

それと2点目でございますが、この新聞のチラシに入っておったこの「対馬を考える女性の会」吉見さんはじめ3名の方がございます。吉見さん、そして江嶋さんは皆さん御案内のとおりに議会で活躍をされ、女性議員として非常にすばらしい活躍をされた方でございます。このような方がこの市の財政を、厳しい財政をどうかしたいということで、平成26年度からはこのチラシにあるように40億円の交付税カットがなされます。例えば議員を1人減らしても年間400万ぐらいです。それよりも私がいつも主張しておるように、議員も含めた職員の給料、これをまず5%カットする。そうすると、約1億5,000万のお金ができます。この意見書の中に真摯に受けとめるということであれば、せっかくこのような臨時議会の場において、職員の、議員も含めてですよ、カットする改正案を出すのが真摯な受けとめ方じゃないかと思いますが、その2点。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 昨年4月に市民基本条例が施行をされました。その基本条例の中にも、 議会の責務というのもうたわれております。

今、11番議員がおっしゃられるように、議会基本条例の方向性というのが、次の段階で考えられるんではないかというような御発言でございます。で、そのことは議会活動を市民に可視化するということが本旨であろうと確かに思います。そのあたりの動きというのが、では今おっしゃられる御質問でしたけども、市民から見たときに、そういう動きが議会のほうでじゃあ起こったのかというふうに問いかけられてるのかもしれません、この問題は。そのような部分についても真摯に受けとめていただかなくてはいけないんではないかと思います。

2点目の財政との関連ということで定数の直接請求があった。で、そのことよりも先に、職員給をカットすることが先ではないかという御質問の趣旨でございますが。で、この問題につきましては、過去におきましてカットを職員にもお願いをして、財政がどん底の状態から、かすかに明るく見えてきたというふうな状況まで今きております。で、今その時期なのか、国のほうからも地方交付税4,000億円のカットというふうなことが出されております。それについては25年度に入ってから、国と地方の協議が進められて、当然方向性が出されれば、私どもは職員に対してそのお願いを再度、再びお願いをするということになるんだろうというふうな予想は立

てておりますけれども、この場で直接請求の案件と職員給を同時に出すのが筋じゃないかとおっ しゃられるのもいささか暴論ではないかというふうに思われてなりません。

- 〇議長(作元 義文君) 11番、小宮教義君。
- ○議員(11番 小宮 教義君) 国のほうも約4,000億の交付税カットということで、人件 費関係に響くかと思いますけども。今、国のほうと地方の給与の格差が非常に発生しております。 国家公務員の給与を100にした場合は対馬市は107あります。約7%多いわけです。それで この国の予算でも4,000億の地方交付税減になっていますから、早い段階でやはり国に沿っ た7.8ぐらいのカットをすれば3億円近く浮きますんで、そのような強い数字で臨んでいただ きたいと思います。

以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 国並みの7.8という言葉が、新聞報道等でも出てるわけですけども、少なくとも地方のほうがカットしたことが先行してることも決して忘れていただいては困ると思っております。そのとき国はカットをしておりません。そして遅ればせながら国はこの東北大震災の財源確保のためにカットをしたというふうなきちんと時系列で物事を確認していただかないと、今のこの1断面だけをとって、というのもそれは暴論ではないかと思いますし、ラスパイレス指数のお話がございましたけども、これにつきましては国の捉えている俸給表の見方というのも若干違うこともご存じのはずです。指定職については全く入っておりません。そのあたりも考えて十分に勘案して物事を、国と地方の協議の場で決めていくというふうな、全国市長会の方向性も皆さんと協議をされ出されているところであります。
- ○議長(作元 義文君) はい、いいですね。ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いま す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、本件は地方自治法第74条第4項の規定によって請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。また、請求代表者が複数人のときは陳述を許す人数を決定することになっております。

お諮りします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所及び人数については2月

26日午前10時から、対馬市議会議場で行い、意見陳述者数は1名にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。請求代表者の意見を述べる機会を与える日時、場所及び人数については2月26日午前10時から、対馬市議会議場で行い、意見陳述者数は1人とすることに決定しました。

なお、ただいま決定しました請求代表者の意見陳述の日程等については、本日、請求代表者へ 通知するとともに告示することといたします。

○議長(作元 義文君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前10時25分散会